

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はない。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品一定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金ー・広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度による会計処理

・再雇用制度の継続雇用者に対する退職給付

・賞与引当金一次年度夏賞与支給対象期間(11月～3月)を計算

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

・独立行政法人医療福祉機構(平成17年度以前就業開始者対象)

・確定拠出年金制度

・広島県社会福祉協議会

・高年齢再雇用者退職金制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 事業区分別内訳表(第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

※ 当法人は、事業区分が社会福祉事業のみのため作成していない

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容一四第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

ア 本部拠点(社会福祉事業)

「本部」

イ 桜が丘保養園拠点(社会福祉事業)

「特別養護老人ホーム桜が丘保養園」

「短期入所生活介護事業所桜が丘保養園」

「通所介護事業所桜が丘保養園」

「訪問介護事業所桜が丘保養園」

「居宅介護支援事業所 桜が丘保養園」

「訪問介護事業所桜が丘保養園(障がい)」

「訪問看護ステーション桜が丘保養園」

ウ ケアハウス桜が丘保養園拠点(社会福祉事業)

「ケアハウス桜が丘保養園」

エ 桜が丘認定こども園拠点(社会福祉事業)

「桜が丘認定こども園」

オ さくらいろ拠点(社会福祉事業)

「小規模保育園さくらいろ」

「こども療育サポートさくらいろ」

「さくらいろキッズクラブ」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	48,267,300	0	0	48,267,300
建物	545,582,685	217,423,933	41,386,688	721,619,930
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	594,849,985	217,423,933	41,386,688	770,887,230

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

土地(東広島市西条町寺家字寺山820番2【地目:山林、地積:342㎡】)

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
貸借対照表に記載

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	114,489,094	0	114,489,094
未収補助金	140,692,224	0	140,692,224
合計	255,181,318	0	255,181,318

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容
該当なし

13. 重要な偶発債務
該当なし

14. 重要な後発事象
該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並び器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度による会計処理
 - ・再雇用制度の継続雇用者に対する退職給付
- ・賞与引当金－次年度夏賞与支給対象期間（11月～3月）を計算

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・独立行政法人医療福祉機構（平成17年度以前就業開始者対象）
- ・確定拠出年金制度
- ・広島県社会福祉協議会
- ・高年齢再雇用者退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 本部拠点計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	48,267,300	0	0	48,267,300
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	49,267,300	0	0	49,267,300

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

土地（東広島市西条町寺家字寺山820番2【地目：山林、地積：342㎡】）

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（桜が丘保養園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度による会計処理
 - ・再雇用制度の継続雇用者に対する退職給付
- ・賞与引当金－一次年度夏賞与支給対象期間（11月～3月）を計算

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・独立行政法人医療福祉機構（平成17年度以前就業開始者対象）
- ・確定拠出年金制度
- ・広島県社会福祉協議会
- ・高年齢再雇用者退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 桜が丘保養園拠点計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（附属明細書-別紙3(Ⅹ)）
- (3) 拠点区分事業活動明細書（附属明細書-別紙3(Ⅺ)）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	149,482,233	30,389,720	13,313,109	166,558,844
合計	149,482,233	30,389,720	13,313,109	166,558,844

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

貸借対照表に記載

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	108,800,170	0	108,800,170
未収補助金	312,978	0	312,978
合計	109,113,148	0	109,113,148

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（ケアハウス桜が丘保養園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並び器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度による会計処理
 - ・再雇用制度の継続雇用者に対する退職給付
- ・賞与引当金－次年度夏賞与支給対象期間（11月～3月）を計算

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・独立行政法人医療福祉機構（平成17年度以前就業開始者対象）
- ・確定拠出年金制度
- ・広島県社会福祉協議会
- ・高年齢再雇用者退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) ケアハウス桜が丘保養園拠点計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	150,912,847	3,025,000	11,413,163	142,524,684
合計	150,912,847	3,025,000	11,413,163	142,524,684

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

貸借対照表に記載

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	2,671,803	0	2,671,803
未収補助金	8,246	0	8,246
合計	2,680,049	0	2,680,049

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（桜が丘認定こども園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並び器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度による会計処理
 - ・再雇用制度の継続雇用者に対する退職給付
- ・賞与引当金－次年度夏賞与支給対象期間（11月～3月）を計算

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・独立行政法人医療福祉機構（平成17年度以前就業開始者対象）
- ・確定拠出年金制度
- ・広島県社会福祉協議会
- ・高年齢再雇用者退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 桜が丘認定こども園拠点計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	245,187,605	0	16,660,416	228,527,189
合計	245,187,605	0	16,660,416	228,527,189

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

貸借対照表に記載

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	3,017,121	0	3,017,121
未収補助金	24,105,000	0	24,105,000
合計	27,122,121	0	27,122,121

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（さくらいろ拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並び器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金一・広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度による会計処理
 - ・再雇用制度の継続雇用者に対する退職給付
- ・賞与引当金一次年度夏賞与支給対象期間（11月～3月）を計算

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・独立行政法人医療福祉機構（平成17年度以前就業開始者対象）
- ・確定拠出年金制度
- ・広島県社会福祉協議会
- ・高年齢再雇用者退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) さくらいろ拠点計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（附属明細書-別紙3(㊸)）
- (3) 拠点区分事業活動明細書（附属明細書-別紙3(㊹)）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	0	184,009,213	0	184,009,213
合計	0	184,009,213	0	184,009,213

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

貸借対照表に記載

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収補助金	116,266,000	0	116,266,000
合計	116,266,000	0	116,266,000

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし